

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年5月30日
【会社名】	株式会社ラピーヌ
【英訳名】	LAPINE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青井 康弘
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満一丁目5番7号
【電話番号】	(06) 6358 - 2251 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 尾崎 史照
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天満一丁目5番7号
【電話番号】	(06) 6358 - 2251 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 尾崎 史照
【縦覧に供する場所】	株式会社ラピーヌ 東京店 (東京都品川区西五反田七丁目22番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年5月26日開催の当社第69回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年5月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

繰越利益剰余金の欠損を填補し、今後の資本政策の柔軟性の確保と早期復配体制の実現を目的として、次のとおり、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

1. 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 2,002,723,140円のうち、2,002,723,140円（全額）

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,002,723,140円

(3) 準備金の減少がその効力を生じる日

平成29年7月10日

2. 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、上記1.による振り替え後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を補填するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 702,519,752円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 702,519,752円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、市川雅邦、青井康弘、北 博成、寺畠 修、伴野孝幸、西 信子を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対、棄権及び無効の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	13,398	174	6	(注)1	可決 94.54
第2号議案					
市川 雅邦	13,322	253	3	(注)2	可決 94.00
青井 康弘	13,323	252	3		可決 94.01
北 博成	13,323	252	3		可決 94.01
寺畠 修	13,324	251	3		可決 94.02
伴野 孝幸	13,324	251	3		可決 94.02
西 信子	13,323	252	3		可決 94.01

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、棄権及び無効の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上